

## 復興推進委員会運営要領（案）

平成 24 年 3 月 19 日  
復興推進委員会委員長決定  
改正 平成 30 年 6 月 8 日  
改正 令和 3 年 6 月 11 日

復興推進委員会令（平成 24 年政令第 24 号）第 8 条の規定に基づき、復興推進委員会（以下「委員会」という。）の運営について、以下のとおり決定する。

（委員会の運営）

第 1 条 委員会の議事の手続その他委員会の運営に関しては、この運営要領の規定するところによる。

（開催）

第 2 条 委員会は、委員長が招集する。

（関係者の出席）

第 3 条 関係地方公共団体の長である委員は、委員会に出席することができない場合であっても、あらかじめ委員長の承認を得て定めた代理人を委員会に出席させることができる。

2 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができるものとする。

（審議の内容等の公表）

第 4 条 委員会は、原則として非公開とする。ただし、委員長は、公開することにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるときは、委員会の全部又は一部を非公開とすることができる。

2 委員会において配布された資料は、原則として、会議終了後速やかに公表する。

（議事要旨）

第 5 条 委員長は、会議終了後速やかに、委員会の議事要旨を作成し、これを公表する。

（議事録）

第 6 条 委員長は、委員会の議事録を作成し、委員の確認を得た上で、これを公表する。

2 前項にかかわらず、議事録が不開示情報を含むなど公表が適当でないと思える場合は、委員長が委員会の決定を経て非公表とすることができる。

3 前項の場合においては、その理由を明示し、議事要旨を公開するものとする。

（雑則）

第 7 条 この運営要領に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が定める。